

亀山市告示第158号

亀山市税関係証明書等の交付等に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年9月1日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市税関係証明書等の交付等に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示

亀山市税関係証明書等の交付等に関する事務取扱要綱（平成23年亀山市告示第62号）の一部を次のように改正する。

別表第1 所得証明関係の部に次のように加える。

非課税証明書	要
--------	---

別表第1 資産証明関係の部中

固定資産課税証明書	要
固定資産土地家屋証明書	否
家屋証明書	否

を

固定資産公課証明書	要
台帳登録登記事項証明書	否
償却資産証明書	要
資産証明書	要
固定資産無資産証明書	要
家屋滅失証明書	要
住宅用家屋証明書	否

に改め、同表その他証明関係

の部所在証明書の項を削り、同表閲覧の部中「固定資産課税台帳」を「名寄帳兼課税台帳」に改める。

附 則

この告示は、令和7年9月29日から施行する。